(2)
イ　専任の院内感染管理者が配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。
ハ　当該部門において、感染症対策に関する十分な経験を有する医師及び感染管理に関する十分な経験を有する看護師並びに病院勤務に関する十分な経験を有する薬剤師及び臨床検査技師が適切に配置されていること。
ニ　感染防止対策につき、感染防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。
(3)　感染防止対策地域連携加算の施設基準
他の保険医療機関（感染症防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関に限る。）との連携により感染防止対策を実施するための必要な体制が整備されていること。
二十九の三　患者サポート充実加算の施設基準
(1)　患者相談窓口を設置し、患者に対する支援の充実につき必要な体制が整備されていること。
(2)　当該窓口に、専任の看護師、社会福祉士等が配置されていること。
三十　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準等
(1)　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準
イ　褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等が褥瘡管理者として配置されていること。
ロ　褥瘡管理者が、褥瘡対策チームと連携して、あらかじめ定められた方法に基づき、個別の患者ごとに褥瘡リスクアセスメントを行っていること。
ハ　褥瘡リスクアセスメントの結果を踏まえ、特に重点的な褥瘡ケアが必要と認められる患者について、主治医その他の医療従事者が共同して褥瘡の発生予防等に関する計画を個別に作成し、当該計画に基づき重点的な褥瘡ケアを継続して実施していること。
ニ　褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されていること。
(2)　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注2に規定する厚生労働大臣が定める地域
別表第六の二に掲げる地域
(3)　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注2に規定する施設基準
イ　一般病棟入院基本料（七対一入院基本料及び十対一入院基本料を除く。）を算定する病棟（特定機能病院及び許可病床数が二百床以上の病院の病棟並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を除く。）であること。
ロ　褥瘡ケアを行うにつき必要な体制が整備されていること。
ハ　褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されていること。
三十一　ハイリスク妊娠管理加算の施設基準等
(1)　ハイリスク妊娠管理加算の施設基準
イ　産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。
ロ　当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する医師が一名以上配置されていること。
ハ　財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。
ニ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
(2)　ハイリスク妊娠管理加算の対象患者
保険診療の対象となる合併症を有している妊婦であって、別表第六の二に掲げるもの
三十二　ハイリスク分娩管理加算の施設基準等
(1)　ハイリスク分娩管理加算の施設基準
イ　当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が三名以上配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に常勤の助産師が三名以上配置されていること。
ハ　一年間の分娩実施件数が百二十件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
ニ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
ホ　財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。
ヘ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
(2)　ハイリスク分娩管理加算の対象患者
保険診療の対象となる合併症を有している妊産婦であって、別表第七に掲げるもの
三十三　退院調整加算の施設基準等
(1)　当該保険医療機関が病院である場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
イ　当該保険医療機関内に、入院患者の退院に係る調整（以下「退院調整」という。）に関する部門が設置されていること。
ロ　当該部門に退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。
ハ　専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。
ニ　その他退院調整を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該保険医療機関が診療所である場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
イ　退院調整を担当する専任の者が配置されていること。
ロ　その他退院調整を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　退院調整加算の注3に規定する厚生労働大臣が定める地域
別表第六の二に掲げる地域
(4)　退院調整加算の注2に規定する施設基準
イ　一般病棟入院基本料（七対一入院基本料及び十対一入院基本料を除く。）を算定する病棟（特定機能病院及び許可病床数が二百床以上の病院の病棟並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を除く。）であること。
ロ　退院調整を行うにつき必要な体制が整備されていること。
三十三の二　削除
三十三の三　新生児特定集中治療室退院調整加算の施設基準等
(1)　新生児特定集中治療室退院調整加算1及び2の施設基準
イ　当該保険医療機関内に、退院調整に関する部門が設置されていること。
ロ　当該部門に新生児の集中治療及び退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師が一名以上又は新生児の集中治療及び退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師並びに専従の社会福祉士がそれぞれ一名以上配置されていること。
(2)　新生児特定集中治療室退院調整加算3の施設基準
イ　(1)のイを満たすものであること。
ロ　周産期母子医療センター又は小児入院医療管理料1、2若しくは3に係る届出を行った保険医療機関であること。